

木造公共建築物・木質バイオマス利活用施設 の整備資金等への利子助成制度

地域材利用促進緊急利子助成事業のご案内



川上村立川上中学校（長野県）



ペレット製造プラント（山梨県）



特定非営利活動法人
活木活木(いきいき)**森**ネットワーク

活木活木(いきいき)森ネットワークでは、平成23年度から、木造公共建築物・木質バイオマス利活用施設の整備資金等に際し、必要な資金を金融機関から借り入れた場合に、**利子の一部を助成する事業**を実施しています。

(一) 木造公共建築物の整備資金等に際し、必要な資金を金融機関から借り入れた場合

1 事業の概要

対象施設	1 新築の場合 構造は原則木造 低コスト化、耐火性能の向上及びユニバーサルデザイン手法の導入等の先駆的な建築物又は不特定多数の地域住民が利用することで地域材利用促進の普及に効果のある施設 地域材使用量が総木材使用量のおおむね <u>1 / 2 以上</u> 2 改築、改装の場合 構造は、木造又は木造と他の構造との併用も可 他の要件は1に準じる
対象施設のイメージ	学校施設、研修施設、資料館、駅舎、バスターミナル、スポーツ施設、保養所、展示場、事務所、病院など
利子助成対象者	利子助成対象建築物の発注者で、建設資金の全部又は一部を次に掲げる指定金融機関から借り入れた者であること。
指定金融機関	農林中央金庫、商工組合中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会
利子助成期間	最長15年間 借入金の償還期限が15年以内でうち据置期間が2年以内のものであること。
利子助成対象限度額	<u>建物本体の建築費用</u> に相当する額

詳しくは林野庁長官が定めており、一定範囲の用地整備費は含まれますが、備品購入や庭木植栽に要する経費等、建築費用に含まれないものもありますので、お問い合わせ下さい。

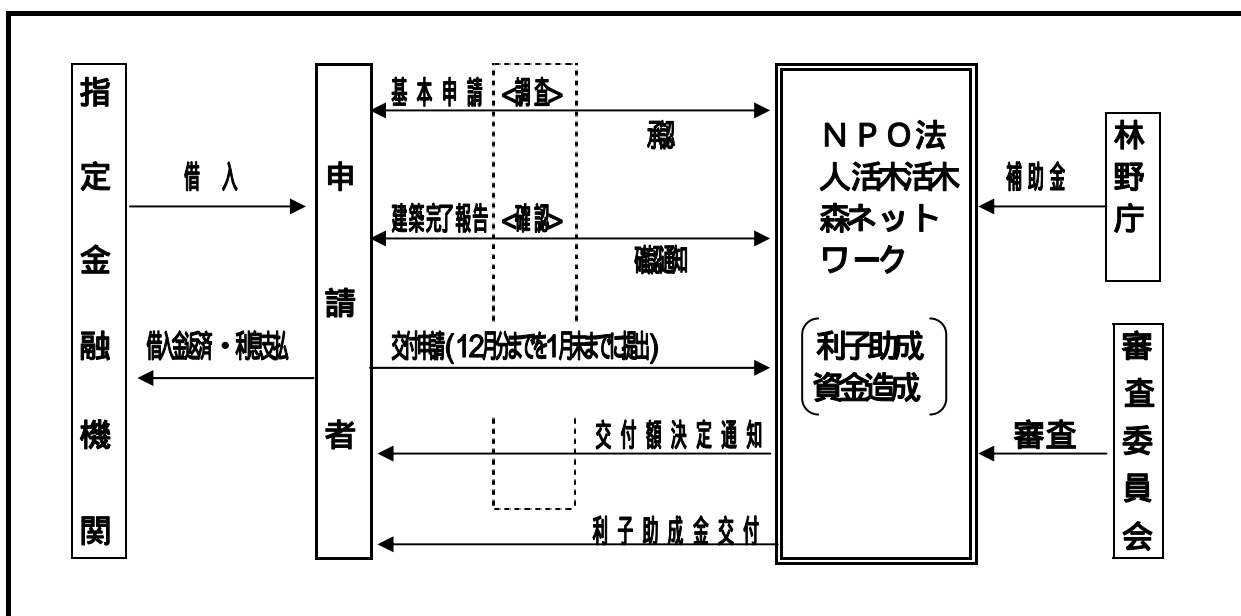
2 利子助成額等について

- ・ 利子助成の対象となる資金の借入残高に利子助成率を乗じて得た額を助成します。

$$\text{利子助成率} = \text{借入金利}$$

(ただし、利子助成率の上限は2.0%とします。)

3 事業の仕組み



4 事業の利用事例

当NPO法人の会員である(財)日本木材総合情報センターが平成13年度から実施した先駆的木造施設事業により個人病院や店舗、事務所等様々木造施設が建設されました。その一例を紹介します。

個人経営医院 (群馬県)

a	構造	木造在来軸組工法 1階建
b	延床面積	188.60 m ²
c	木材使用量	47.25 m ³
d	地域材使用量	34.63 m ³ (地域材使用率73%)
e	地域材の種類	スギ、ヒノキ、アカマツ



家族風呂併設店舗（鹿児島県）

a	構造	木造在来軸組工法 1階建
b	延床面積	205.13m ²
c	木材使用量	93.70m ³
d	地域材使用量	93.13m ³ （地域材使用率99%）
e	地域材の種類	スギ、ヒノキ



5 事業者が行う事務手続き

(1) 施設整備に係る資金の借り入れ申し込み（指定金融機関）

(2) 利子助成を受けるための基本申請

当NPO法人活木活木森ネットワークに提出

当NPO法人活木活木森ネットワークでは、提出書類に基づき審査を行い結果を通知します。

基本申請の添付書類：・金銭消費貸借契約書及び証書貸付返済予定表

- ・当該施設の設計図書
- ・建築基準法に定める建築確認通知書の写し
- ・誓約書

(3) 建設契約の締結

(4) 施設の完成後速やかに、建築完了報告書の提出

当NPO法人活木活木森ネットワークに提出

当NPO法人活木活木森ネットワークで建築確認調査を実施

建築完了報告書の添付書類：・納材証明書（地域材使用量、総木材使用量の記載）

・建築物の写真

(5) 建築確認調査結果通知書を当NPO法人活木活木森ネットワークから受け取った後、利子助成金交付申請

交付申請は、

- ・毎年、12月末まで取りまとめて、1月末までに一括して申請
- ・ただし、初年度については、資金を借り入れた月から建築確認調査結果通知書を受領した月を含む年の12月末までを取りまとめて一括して申請

当NPO法人活木活木森ネットワークに提出

添付書類：指定金融機関利息受取済証明書

(6) 利子助成金受取

(二) 木質バイオマス利活用施設の整備資金等に際し、必要な資金を金融機関から借り入れた場合

1 事業の概要

対象施設	<p>1 木質バイオマス利活用施設の場合 木質バイオマスボイラー利活用施設 木質バイオマス供給施設 その他(木質バイオマス利活用施設と認められる施設等)</p> <p>2 木質バイオマス調達の場合 チップの調達 ペレットの調達 その他(木質バイオマス調達と認められる調達等)</p>
対象施設のイメージ	<p>学校施設、研修施設、資料館、駅舎、バスターミナル、スポーツ施設、 保養所、展示場、事務所、病院、農業用ハウスなどに木質バイオマスボイラー利活用施設や、ボイラー等の燃料用としてのチップ及びペレットの調達等</p>
利子助成対象者	<p>利子助成対象施設整備等の発注者で、施設整備資金の全部又は一部を次に掲げる指定金融機関から借り入れた者であること。</p>
指定金融機関	<p>農林中央金庫、商工組合中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組合、 農業協同組合、農業協同組合連合会</p>
利子助成期間	<p>最長15年間 借入金の償還期限が15年以内のうち据置期間が2年以内のものであること。</p>
利子助成対象限度額	<p>木質バイオマスボイラー利活用施設費用等 に相当する額 (事業費は原則として、木質バイオマスボイラー3,000万円以上、木質バイオマス供給施設100,000万円以上、チップの調達1,350万円以上、ペレットの調達2,000万円以上等を想定していますが、これ以下の場合でも可)</p>

詳しくは林野庁長官が定めており、一定範囲の施設整備費等は含まれますが、備品購入や施設設置に要する経費等は、含まれないものもありますので、お問い合わせ下さい。

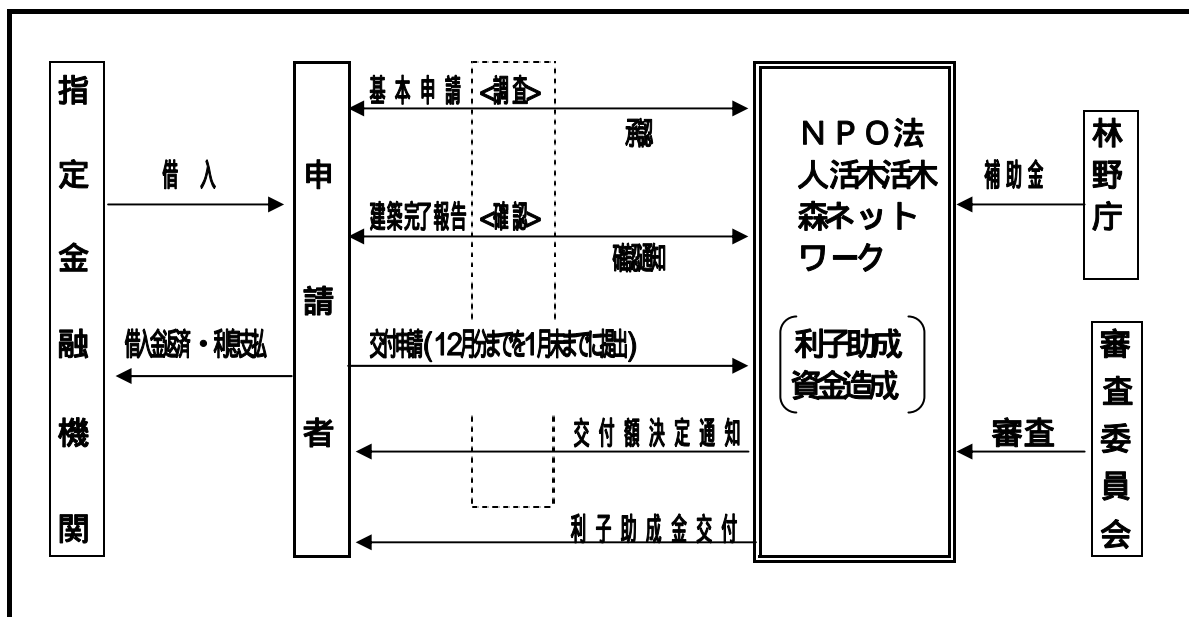
2 利子助成額等について

- ・ 利子助成の対象となる資金の借入残高に利子助成率を乗じて得た額を助成します。

利子助成率 = 借入金利

(ただし、利子助成率の上限は2.0%とします。)

3 事業の仕組み



4 事業の利用事例

森林から木質バイオマスの利用事例

チップ又はペレット化し、市営温泉等のボイラー燃料に使用



花かげの湯



笛吹の湯



温水プール

5 事業者が行う事務手続き

(1) 施設整備等に係る資金の借り入れ申し込み（指定金融機関）

(2) 利子助成を受けるための基本申請

当NPO法人活木活木森ネットワークに提出

当NPO法人活木活木森ネットワークでは、提出書類に基づき審査を行い結果を通知します。

基本申請の添付書類：・金銭消費貸借契約書及び証書貸付返済予定表

・施設整備等の設計図書

・施設整備等確認通知書(該当施設)

・誓約書

(3) 施設整備等の締結

(4) 施設整備等の完成後速やかに、施設整備等完了報告書の提出

当NPO法人活木活木森ネットワークに提出

当NPO法人活木活木森ネットワークで施設整備等確認調査を実施

施設整備等完了報告書の添付書類：・施設整備等の写真

(5) 施設整備等確認調査結果通知書を当NPO法人活木活木森ネットワークから受け取った後、利子助成金交付申請

交付申請は、

・毎年、12月末まで取りまとめて、1月末までに一括して申請

・ただし、初年度については、資金を借り入れた月から施設整備等確認調査結果通知書を受領した月を含む年の12月末までを取りまとめて一括して申請

当NPO法人活木活木森ネットワークに提出

添付書類：指定金融機関利息受取済証明書

(6) 利子助成金受取

6 国内クレジット制度の取組みについて情報提供

木造公共建築物・木質バイオマス利活用施設の整備資金等の借入に係る利子助成は、木質バイオマスボイラーを新設すると低炭素燃料へのエネルギー転換によって、CO₂排出量を削減し、森林等の木質バイオマスをチップ又はペレット化により、ボイラー燃料として利用し、CO₂排出量を削減するなどの効果を果たし等、国内クレジット制度の取組みが進められているといった情報を関係機関等に提供いたします

お問い合わせ先

この制度に関する問い合わせは、下記までお願いします。

特定非営利活動法人 活木活木森(いきいき)ネットワーク

〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル4F

03 - 5844 - 6272 Fax 03 - 3816 - 5062

林野庁木材利用課利用推進班

03 - 3502 - 8111 (内線6121)